

発議第 1 号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の
提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 30 年 6 月 26 日 提出

瀬戸内市議会議長 原野 健一 様

提出者 総務文教常任委員会委員長 廣田 均

（提案理由）

「協同労働の協同組合」は若者から高齢者まで様々な人が集まり、働きやすい職場を自分たちで作るという新しい働き方としての期待や、地域の課題に住民自身に取り組むための組織として期待されている。

しかしながら、働き方に見合った法人格がないことや労働者としての法的保護が受けられない状況であることから、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を要請する。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

今、地域の様々な問題を解決するに当っては、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような中、「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す」活動を続けている。

ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、10万人以上が、この20～30年間、「協同労働」という新しい働き方をしており、その事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、清掃請負、オフィスビルの総合管理など幅広く、また、男性や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作っており、多様な働き方の一つとして期待されている。

よって、瀬戸内市議会は、国会及び政府に対し、だれもが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に社会に参加する道を開くための制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

岡山県瀬戸内市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
経済産業大臣 殿